



# ひとり親家庭への支援

## 母子父子寡婦福祉資金

問 宇城地域振興局 総務福祉課 ☎0964-32-2416

母子父子寡婦福祉資金は母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童の福祉の向上を図るために各種の資金を低利又は無利子で貸し付けています。貸付を受けるためには事前相談が必要となりますので、お問い合わせください。(ただし、申請者全てに貸付けられる資金ではありません。)

対象者	主な資金の種類
母子家庭の母(父子家庭の父)と児童(20歳未満)、寡婦 父母のいない児童(20歳未満)	事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金

## 児童扶養手当

問 宇土市役所 子育て支援課 子育て給付係 ☎0964-27-3337

父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。

**手当額** ※所得制限あり (令和6年4月現在)

区分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	月額45,500円	月額45,490円～10,740円
児童2人のとき(加算額)	月額10,750円	月額10,740円～5,380円
児童3人以上のとき(加算額)	1人あたり 月額6,450円	1人あたり月額6,440円～3,230円

※手当額は全国消費者物価指数の動向にあわせて改定されます。

**支援の拡充** ※令和6年11月分(令和7年1月支給分)から拡充

- 第3子以降の加算額を第2子加算額と同額
- 所得制限限度額の引き上げ

### ◎手当の支払い

手当の支払いは1・3・5・7・9・11月に、その前月までの手当が受給者の金融機関口座に入金されます。

### ◎認定請求について

手当を受けるためには、市子育て支援課の窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。認定を受けることにより支給されます。※支給要件があります。

- 請求者と対象児童の戸籍謄本(外国人の方は登録済証明書)などの書類が必要となりますので事前にお問い合わせください。

## ◎手当を受けている方の届け出の義務

届出	届出事項
現況届	毎年8月1日から8月31日までの間に届出をし、支給要件の審査を受けます。この届出をしないと、11月分以降の手当を受けられません。
受給資格喪失届	次のような場合には、手当を受けることができませんので、すぐに資格喪失届を出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 婚姻の届出をしたとき。</li> <li>● 婚姻の届出はなくても事実上の婚姻関係となったとき。</li> <li>● 市外へ住所を異動するとき。</li> <li>● 児童の死亡や、転出などにより監護(養育)しなくなったとき。</li> <li>● 児童が施設入所したり、里親に委託されたとき。</li> </ul> (※他にも喪失理由があります。)

## 🌟ひとり親家庭等医療費助成制度

**問** 宇土市役所 子育て支援課 子育て給付係  
☎0964-27-3337

ひとり親家庭の生活安定と福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭(父子、母子家庭)等に医療費の一部助成を行っています。

### 概要

ひとり親家庭等医療費助成制度は母子家庭の母、または父子家庭の父およびその者に扶養されている児童または父母のいない児童が対象です。

※支給要件があります。

- 母または父の場合…扶養されている児童が20歳になる誕生日の末日まで
- 児童の場合………18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

### 助成内容

入院・通院(薬局・歯科を含む)の保険診療分の一部負担額(本人負担額)の2/3

## 🌟ひとり親家庭児童入学祝金

**問** 宇土市役所 子育て支援課 子育て給付係  
☎0964-27-3337

ひとり親家庭において、小学校に入学す

る児童を養育している方に入学祝金を支給します。

### 概要

ひとり親家庭児童入学祝金は、ひとり親家庭(母子、父子家庭)または父母がないか若しくは父母のいずれも養育しない場合において、父母以外の者が当該児童を養育している家庭に支給します。

### 受給資格者

3月1日現在、本市に住所を有するひとり親家庭等において、翌年度4月に小学校に入学する児童を養育する者。

### 支給額

入学児童1人につき20,000円

## 🌟ひとり親家庭等日常生活支援

**問** 宇土市役所 子育て支援課 子育て給付係  
☎0964-27-3337

母子家庭のお母さんや寡婦の方および父子家庭のお父さんを対象に家事や育児の一時的な負担軽減を図るため、保育サービスや家事サービスなどを提供する「家庭生活支援員」を派遣します。サービスを受けるには、登録が必要ですので事前にお問い合わせください。